特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安芸市長

公表日

令和6年2月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	健康管理に関する事務				
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、母子保健法及び健康増進法に基づき公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて国民の健康維持と現代病予防を行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務・健康増進法による健康増進事業に関する事務・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の推奨、接種の実施に関する事務・新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う・情報照会・提供事務(情報提供)母子保健法による妊娠の届出に関する情報を他団体へ提供する事務(情報照会) 地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務				
③システムの名称	健康管理システム 宛名連携システム 番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)				
2. 特定個人情報ファイル	名				
予防接種ファイル、妊産婦健	診ファイル、健康管理ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠 4. 情報提供ネットワーク	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第10、49、76及び93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施する 3)の表によれる。				
一大地の有無	L 美施する 」 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項 ・第19条第8号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番115の2) ・第19条第8号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番102の2) (情報提供) ・第19条第8号、別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 ・第19条第8号、別表第2の第3欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番115の2) ・第19条第8号、別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「競型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番115の2)				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	市民課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 安芸市役所市民課健康ふれあい係 連絡先

(電話番号)0887-32-0300

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	13年2月26日 時点				
2. 取扱者数	枚						
特定個人情報	服ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	13年2月26日 時点				
3. 重大事故	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	段保護評価書の種類		
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書又は全	È項目評価書において、リスク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた入手を関	余く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[〇]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた提	供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	システムとの接続	[〇]接統	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関	山﨑 冨貴	畠中 龍雄	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	における担当部署②所属長 I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	市民課 畠中 龍雄	課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	Ⅱ -1	平成31年4月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和2年11月6日	п −2	平成31年4月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和3年2月26日	I-1 ②事務の概要	ともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて国民の健康維持と現代病予防行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康「関する事務・健康増進法による健康増進事業に関する事務・健康増進法による健康増進事業に関する事務・情報照会・提供事務(情報提供)母子保健法による妊娠の届出に関する情報を他団体へ提供する事務(情報照会)	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、母子保健法及び健康増進法に基づき公衆衛生の向上及び増進に高与するととも、に、母性並びに乳児及び幼児の健康維持と現び増進を図り、あわせて国民の健康維持と現代病予防を行う。 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の微収に関する事務・母子保健法による予防接種類の変付、好産婦の訪問指導、無事生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、未熟児の訪問指導に関する事務・・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の推奨、接種の実施に関する事務・・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の推奨、接種の実施に関する事務・・情報照会・提供事務・情報照会・提供事務・情報報提供)母子保健法による妊娠の届出に関する情報を他団体へ提供する事務・情報報機(情報限会)地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務	事前	
令和3年2月26日	Ⅰ-3 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第10、49及び76 の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第10、49、76及び93 の2の項	事前	
令和3年2月26日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長1のうち、第2欄(事務)に「予 防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務」が含まれる項 (情報提供) ・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 者)が「市町村長1のうち、第4欄(特定個人情 報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する 情報」が含まれる項	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (情報提供)・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報のに「母子保健法による妊娠の届出に関する情報の「と呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び呼び	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ -1 評価対象事務の対象 人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和3年2月26日	1201	令和2年11月6日	令和3年2月26日	事前	
i l		ļ			<u> </u>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月11日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予 防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務」が含まれる項 ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に 「新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項 (情報提供) ・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の微収に関する事務」が含まれる項・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会局が「市町村長」の項のうち、第2欄(事報照会に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番115の2) (情報提供)・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報が「母子保健法による妊娠の届出に関する情報が「母子保健法による妊娠の届出に関する情報が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別で最初に下級者で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番115の2)	事後	表現の修正による変更
令和3年8月13日	Ⅰ-1 ②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、母子保健法内送及び健康増進法に基づき公衆衛生の向上及び増進に寄与するともし、母性並びに乳児及び幼児の健康維持と現代病予防を行う。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の微収に関する事務・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、健康宣生事業に関する事務・健康増進法による健康増進事業に関する事務・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の推奨、接種の実施に関する事務・情報照会・提供事務(情報提供)母子保健法による妊娠の届出に関する情報を他団体へ提供する事務 (情報照会)地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務	計画は、 計画法、新型インフルエンザ等対策特別 措置法、母子保健法及び健康増進法に基づき 公衆衛生の向上及び増進に寄与するととも に、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及 が増進を図り、あわせて国民の健康維持と現 代病予防を行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 予防接種法による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康の届出、母子保健法による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査、妊娠の届出、母子健原の届出、未熟児の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、医体重児の届出、未熟児の訪問指導、医体重児の届出、未熟児の訪問指導、との訪問指導、医体重児の局出、未熟児の訪問指導、との事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基 多 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基 が予防接種の推奨、接種の実施に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基 が手型コロナワクチン感染症対策に係る予防 接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種の事施後に接種種の照会・提供を 行う 予防接種の実施後に接種記録等を登録、 行う 予防接種の実施後に接種をの照会・提供を 行う 予防接種の実施後に接種者からの申請 に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施後に接種者の照会・提供を 行う 予防接種の実施後に接種者からの申請 に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施後に表して、 種証明書の交付を行う ・情報照会・提供事務 (情報提供) 母子保健法による妊娠の届出に関する情報 を他団体へ提供する事務 (情報照会) 地方税関係情報及び住民栗関係情報を他団体から入手する事務	事後	
令和3年8月13日	I-1 ③システムの名称	健康管理システム 宛名連携システム 番号連携サーバー 中間サーバー	健康管理システム 宛名連携システム 番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年8月13日	Ⅰ-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第10、49、76及び93 の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項、別表第1の第10、49、76及び93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予 防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務」が含まれる項 ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に 「新型インフルエンザ等対策時別措置法による 令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番 115の2)	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予 防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務」が含まれる項 ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に 「新型インフルエンザ等対策時別措置法よる 予防接種の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番 115の2)	事後	
		(情報提供)・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 ・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情 報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する 情報」が含まれる項 ・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市 町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「新型インフルエンザ等対策特別措置法によ る予防接種の実施に関する情報であって主務 省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項 番115の2)	(情報提供) ・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する 情報」が含まれる項 ・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供 者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市 町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する情報であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番 115の2)		
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項、別表第1の第10、49、76及び93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第10、49、76及び93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律の改正 による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項・第19条第7号、別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法よる予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2項番115の2) (情報提供)・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供者割が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報提供者割が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報」が含まれる項・第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供者高)が「再生列機関で、第19条第7号、別表第2の第3欄(情報提供者高)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号) ・第19条第8号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「予 防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務」が含まれる項 ・第19条第8号、別表第2の第1欄(情報照会 者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に 看)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に 「新型インフルエンザ等対策特別措置法による	事前	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律の改正 による変更
令和4年3月11日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「新型インフルエンザ等対策特別措置法による	する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる頃(別表第2項番102の2) (情報提供) (略)	事前	健康増進法による健康増進 事業の実施に関する情報で あって主務省令で定めるもの の追加
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番 地1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	(住所)〒784-0007 高知県安芸市寿町1番7 号	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番 地1	事後	庁舎移転